

契約番号

収入
印紙

〇〇〇契約書

契 約 要 件	契約金額 円		(うち消費税額 円)			
	品名 (件名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	契 約 保 証 金			納 入 (履 行) 場 所		
	代 金 支 払 回 数	回		納 期 (工 期)		

上記の契約について、分任契約担当官陸上自衛隊〇〇駐屯地第〇〇〇会計隊長□□ □□
□ を甲とし、
を乙として、次の条項により契約を締結する。

第1条 本契約については、駐屯地用標準契約書等〇〇〇〇契約条項を適用する。

第2条 特約条項は、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項及び〇〇〇〇〇〇に関する特約条項を付す。

平成 年 月 日

分任契約担当官

甲 陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 □□ □□

印

住 所
乙 会 社 名
代 表 者

印

契約番号	
------	--

収入 印紙

〇〇〇単価契約書

契 約 要 件	品名 (件名)	規 格	単 位	予定数量	契約単価
	契 約 期 間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
	契 約 保 証 金		納入(履行)場所		
	代 金 支 払 回 数		回	納期 (工期)	

上記の契約について、分任契約担当官陸上自衛隊〇〇駐屯地第〇〇〇会計隊長□□ □□ を甲とし、
 □□ を乙として、次の条項により契約を締結する。

第1条 本契約については、駐屯地用標準契約書等〇〇〇〇契約条項を適用する。

第2条 特約条項は、〇〇〇〇〇〇〇に関する特約条項、〇〇〇〇〇〇〇に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項を付す。

平成 年 月 日

分任契約担当官

甲 陸上自衛隊〇〇駐屯地
 第〇〇〇会計隊長 □□ □□

印

住 所
 乙 会 社 名
 代 表 者

印

契約番号

収入
印紙

〇〇〇単価請書

契 約 要 件	品名(件名)	規 格	単 位	予定数量	契約単価
	契 約 期 間	自平成 年 月 日		至平成	年 月 日
	契 約 保 証 金			納入(履行)場所	
	代 金 支 払 回 数	回		納期(工期)	

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお願いいたします。

- 1 履行期限の遅延による賠償金 履行期限の翌日より起算して遅延1日につき、遅延部分の0.1パーセントとする。
- 2 支払条件 履行後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 3 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- 4 契約解除に対する違約金 契約要件を履行しないときは不履行部分の10パーセントに相当する金額を徴収して解除する。

平成 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第〇〇〇会計隊長□□ □□ 殿

住 所
会社名
代表者

印

契約番号	
------	--

収入 印紙

不用物品売払契約書

契 約 要 件	契約金額 円					
	品名 (件名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	契約保証金				引 渡 場 所	
	代金納付期限	平成 年 月 日	引 渡 期 限			

上記の契約について、分任契約担当官陸上自衛隊〇〇駐屯地第〇〇〇会計隊長□□ □□
□ を甲とし、を乙として、次の条項により契約を締結
する。

第1条 本契約については、駐屯地用標準契約書等不用物品売払契約条項を適用する。

第2条 特約条項は、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項
及び〇〇〇〇〇〇に関する特約条項を付す。

平成 年 月 日

分任契約担当官

甲 陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 □□ □□

印

住 所
乙 会 社 名
代 表 者

印

契約番号	
------	--

収 入 印 紙

変更契約書

契 約 要 件	契約金額 円	(うち消費税額 円)
	当初契約金額	円
変更金額	円	
変更後の契約金額	円	

平成 年 月 日契約を締結した契約番号第 号の契約内容の一部を上記のとおり変更する。

平成 年 月 日

分任契約担当官
 甲 陸上自衛隊〇〇駐屯地
 第〇〇〇会計隊長 □□ □□ 印

住 所
 乙 会 社 名
 代 表 者 印

契約番号	
------	--

収 入 印 紙

〇〇〇請書

契 約 要 件	契約金額 円		(うち消費税額 円)			
	品名 (件名)	規 格	単位	数量	単価	金 額
	契 約 保 証 金			納入(履行)場所		
	代 金 支 払 回 数	回		納期 (工期)		

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお請けいたします。

- 1 履行期限の遅延による賠償金 履行期限の翌日より起算して遅延1日につき、遅延部分の0.1パーセントとする。
- 2 支払条件 履行後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 3 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。
- 4 契約解除に対する違約金 契約要件を履行しないときは不履行部分の10パーセントに相当する金額を徴収して解除する。

平成 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長□□ □□ 殿

住 所
会社名
代表者

印

売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第1条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

番号	品目	型式	単位	数量	備考

（契約金額の内訳）

第2条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、〇〇円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第3条 第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

中古品の売払いに関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（買受け人）は、中古品の売払いに関して次の特約条項を定める。

（物品の引渡し）

第1条 乙は次に定める期限内に契約代金を完納するとともに、乙の責任と費用負担により契約物品を引き取るものとする。

(1) 契約代金の納入期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 物品の引取り期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 乙が契約代金を納入し、契約物品を引き受けたときをもって、甲から乙へ所有権が移転するものとする。

3 乙は、契約物品の引き受けに際して事故のないように留意するとともに、事故が発生した場合は乙の責任において処理するものとする。

（担保責任の免除）

第2条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し甲は一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、契約物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、甲に対して契約代金の減免、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

（法令等に定められた手続き）

第3条 契約物品の所有権移転、使用等に関して、法令等により定められた手続きがある場合は、乙の責任と費用負担において実施しなければならない。